

議員提出議案第32号

芦屋市議会のハラスメント対応についての決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和5年2月14日

芦屋市議会議長 松木 義昭 様

提出者	会派に属さない議員	山 口 みさえ
	あしや しみんのこえ	たかおか 知子
	日本維新の会	大 原 裕 貴

提案理由

2022年3月の芦屋市議会第1回定例会において議決した「ハラスメント対応に関する決議」を重く受け止め、その後の履行状況を市民に知らせ、議会としての責任を果たすため。

芦屋市議会のハラスメント対応についての決議

2022年3月芦屋市議会定例会において「ハラスメント対応に関する決議」を可決しました。この決議に至った経過をお知らせします。

2020年6月議会において、大塚のぶお議員（以下「元議員」とする。2022年5月に辞職）が、ハラスメント事案の問題を取り上げ、表面化させたことで、ハラスメントを受けていた職員（以下「当該職員」とする。）のことがマスコミを通じ市民の皆様には伝わりました。

その後、当該職員がハラスメント事案において、公表の同意をしていないという事実を調査した議員が、2021年9月議会において、「大塚のぶお議員に対する問責決議案」を提出しましたが、元議員の意見が正しいとみなされ否決されました。

ところが、同年11月に一変して当該職員から公表の同意を得ていないことを自ら述べ謝罪されました。芦屋市議会として、2020年6月以降、元議員の発言を正しいものとしてハラスメント事案に対する議論を行ってきましたが、本人のこの謝罪を受けて当該職員のプライバシーが守られていなかったことを知り、問題であると考え、2022年3月に冒頭の決議を可決しました。この問題を個人の問題として対処するのではなく、これまでの議会の対応を議会全体が反省し、再発防止が必要であると受け止めました。同決議では再発防止に努めなければならない旨を明記するとともに、「芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針」を作成し、議員相談員の配置や研修を積み重ねてきました。

元議員からは、この経緯に即し、謝罪文を記載したビラの配布とホームページでの謝罪を行い、今後も機会を見て市民に周知するとの報告がありました。議会としても元議員の反省を促し、行動を確認し、その結果を市民に周知する必要がありますが、元議員が2022年5月末に一身上の都合により辞職したため、議会としての直接的な関与が困難となりました。辞職後の行動について、正副議長が状況の確認及び事実確認のために面会を行いました。議会からの質問に対し、元議員からの具体的な回答はありませんでした。

芦屋市議会では、冒頭の決議の内容を重く受け止め、議会として取れる対応を進めてきました。2022年3月の決議に「不適切にハラスメント事案を取り上げた議員は大いに反省しなければなりません」との記載もあるように、市民の皆様に対し取組結果を報告する必要があると考えておりましたが、元議員からは議会からの質問に対し、具体的な回答がなかった旨を報告いたします。

芦屋市議会は今後も、職員のプライバシーを守り、責任を持って誠実にハラスメント問題に取り組むことを決議します。